

認可外保育施設を
利用している方へ

令和元年10月から

幼児教育・保育の無償化がスタートします！

1 対象

- 無償化の対象となるためには、あきる野市から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。

(注1) 「保育の必要性」とは、就労等により、家庭で保育することができない場合などをいいます。詳しくは、別添の通知または市にご確認ください。

(注2) 認可保育所等に申込をした方で、既に認定を受けている場合は、認定申請は不要です。

2 保育料

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもは、月額37,000円まで、
0歳児クラスから2歳児クラスまでの市民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円まで
保育料が無償化の対象となります。

(注1) 給食費や延長保育料、教材費、行事費、入園料は無償化の対象外です。

(注2) 上限額を超える保育料は、無償化の対象外です。

(注3) クラス年齢は、4月1日時点の満年齢です。

(例：4月1日時点で満3歳→3歳児クラス)

3 認定を受けるための手続き

- 提出書類 ① 施設等利用給付認定（変更）申請書
② 保育の必要性を証明する書類

(注1) 記入例を参考に、別添の申請書に必要事項をご記入ください。

(注2) 保育の必要性を証明する書類は、保護者それぞれの分を添付してください。

- 提出先 通園している認可外保育施設に書類一式を提出してください。

4 無償化に関するお問合せ先

あきる野市子ども家庭部保育課保育係 電話：042-558-1982